秋田県条例第二十八号

秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同項第一号中「単に」を削り、「）の」を「）、同法第百八条第二項に規定する短期大学（同法第八十三条の二第一項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）若しくは同法第一条に規定する高等専門学校（以下「短期大学等」という。）又は同条に規定する高等学校若しくは中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において」に、「又はこれ」を「若しくは土木科又はこれら」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「、二年」を「（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については三年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については五年以上、高等学校等を卒業した者については七年」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「及び」を「又は」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

第二項中「千立方メートル」を「一万立方メートル」に改め、同項第一号中「大学の」を「大学、短期大学等又は高等学校等において」に、「又はこれ」を「若しくは土木科又はこれら」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「、一年」を「（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については一年六月以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については二年六月以上、高等学校等を卒業した者については三年六月」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「及び」を「又は」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。